

第 39 号議案

芦屋市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
の制定について

芦屋市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を別
紙のように定める。

令和 7 年 3 月 3 日提出

芦屋市長 高 島 峻 輔

提案理由

芦屋市特別職報酬等審議会の答申を踏まえ、市議会議員の報酬月額を改めるため、
この条例を制定しようとするもの。

芦屋市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

芦屋市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和 3 1 年芦屋市条例第 1 2 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太枠の表示部分（以下改正前の欄にあつては「改正前部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(議員報酬) 第 2 条 議員報酬の額は、次のとおりとする。 議長 月額 <u>7 5 7, 0 0 0 円</u> 副議長 月額 <u>6 7 0, 0 0 0 円</u> 議員 月額 <u>6 0 6, 0 0 0 円</u>	(議員報酬) 第 2 条 議員報酬の額は、次のとおりとする。 議長 月額 <u>7 3 7, 0 0 0 円</u> 副議長 月額 <u>6 5 3, 0 0 0 円</u> 議員 月額 <u>5 9 1, 0 0 0 円</u>

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

参 照

芦屋市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正要綱

1 改正の趣旨

芦屋市特別職報酬等審議会の答申を踏まえ、市議会議員の報酬月額を改めるため、この条例を制定しようとするもの。

2 改正の内容

議員の報酬月額を次のとおり改定する。（第2条関係）

	改正案	現 行
議 長	7 5 7, 0 0 0 円	7 3 7, 0 0 0 円
副議長	6 7 0, 0 0 0 円	6 5 3, 0 0 0 円
議 員	6 0 6, 0 0 0 円	5 9 1, 0 0 0 円

3 施行期日

令和7年4月1日

特別職の給料月額と議員報酬月額の経緯

区 分		改定すべき額	現行額 (平成 27 年改定)	増減額	平成 19 年 改定後の額	平成 19 年 改定前の額
		円	円	円	円	円
市長	給料月額	1,120,000	1,061,000	59,000	836,000	1,072,000
	地域手当	0	0	0	83,600	107,200
	合計	1,120,000 (5%の引下げ)	1,061,000 (10%の引下げ)	59,000	919,600 (22%の引下げ)	1,179,200
副市長	給料月額	934,000	885,000	49,000	724,000	894,000
	地域手当	0	0	0	72,400	89,400
	合計	934,000 (5%の引下げ)	885,000 (10%の引下げ)	49,000	796,400 (19%の引下げ)	983,400
教育長	給料月額	773,000	732,000	41,000	614,000	740,000
	地域手当	0	0	0	61,400	74,000
	合計	773,000 (5%の引下げ)	732,000 (10%の引下げ)	41,000	675,400 (17%の引下げ)	814,000
議長	報酬月額	757,000 (2.5%の引下げ)	737,000 (5%の引下げ)	20,000	698,000 (10%の引下げ)	776,000
副議長	報酬月額	670,000 (2.5%の引下げ)	653,000 (5%の引下げ)	17,000	618,000 (10%の引下げ)	687,000
議員	報酬月額	606,000 (2.5%の引下げ)	591,000 (5%の引下げ)	15,000	560,000 (10%の引下げ)	622,000

※ 平成 19 年改定前の額は、当時の条例本則の額。

なお、改定すべき額及び現行額の欄の括弧書きは、平成 19 年改定前の額に対する引下げ率を記載している。